

議案第15号

つくば市監査委員条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市監査委員条例の一部を改正する条例

つくば市監査委員条例（昭和63年つくば市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

つくば市監査委員条例（昭和63年つくば市条例第6号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第7条（略） （職員の賠償責任の監査等）</p> <p>第8条 監査委員は、<u>法第243条の2の2第3項</u>又は第8項後段の規定により市長から監査又は意見を求められたときは、30日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第9条（以下略）</p>	<p>第1条—第7条（略） （職員の賠償責任の監査等）</p> <p>第8条 監査委員は、<u>法第243条の2第3項</u>又は第8項後段の規定により市長から監査又は意見を求められたときは、30日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第9条（以下略）</p>